

○船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示（平成十年運輸省告示第三百七十九号）（第一条関係）（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第一章 総則 （定義等） 第一条（略） 2、4（略） 5 この告示において「タンカー」とは、船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）第二条第二項のタンカーをいう。</p> <p>第八節 水密隔壁 （船首隔壁を設ける位置の範囲） 第八十四条 規則第十八条第一項第一号の告示で定める距離は、〇・〇五Lf（当該距離が一〇メートルを超える場合にあつては、一〇メートル）と次に掲げる距離のうちいずれか小さい距離との間の距離とする。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、航海の態様等を考慮して差し支えないと認めるものは、管海官庁の指示するところによる。</p> <p>一 〇・一三Lf 二 〇・〇五Lfに三メートルを加えた距離又は〇・〇八Lfのうちいずれか大きい距離</p>	<p>第一章 総則 （定義等） 第一条（略） 2、4（略） 5 この告示において「タンカー」とは、船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）第一条の四のタンカーをいう。</p> <p>第八節 水密隔壁 （船首隔壁を設ける位置の範囲） 第八十四条 規則第十八条第一項第一号の告示で定める距離は、次項に規定する船舶以外の船舶に対しては、〇・〇五Lf（当該距離が一〇メートルを超える場合にあつては、一〇メートル）と〇・〇八Lfとの間の距離とする。</p> <p>2 近海区域を航行区域とする総トン数五百トン未満の船舶並びに沿海区域及び平水区域を航行区域とする船舶に対する規則第十八条第一項第一号の告示で定める距離は、〇・〇五Lf（当該距離が十メートルを超える場合は、十メートル）と〇・一三Lfの間の距離とする。</p>

○船舶の排水設備の基準を定める告示（平成十年運輸省告示第三百八十一号）（第二条関係）（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（ビルジ吸引管の内径等） 第十六条 ビルジ吸引主管、直接ビルジ吸引管及びビルジ吸引支管は、次</p>	<p>（ビルジ吸引管の内径等） 第十六条 ビルジ吸引主管、直接ビルジ吸引管及びビルジ吸引支管は、次</p>

の算式で算定した値の内径又はこれに最も近い内径を有する標準管としなければならぬ。ただし、当該標準管の内径が算式で算定した値より一三ミリメートル以上不足する場合には、一ランク大きい標準管としなければならぬ。

一 ビルジ吸引主管又は直接ビルジ吸引管

$$1.68(L(B+D))^{1/2} + 25 \text{ (ミリメートル)}$$

この場合において、

Lは、規則第一条第三項の船の長さ(メートル)

Bは、船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示(平成十年運輸省告示第三百七十九号。以下「強度告示」という。)第一条第二項の船の幅(メートル)

Dは、強度告示第一条第三項の船の深さ(メートル)

二 (略)

259 (略)

(機関室のビルジの排水)

第十九条 二重底を備えていない機関室のビルジの排水は、次に掲げるところによらなければならぬ。

一・二 (略)

254 (略)

5 第二項又は第三項の規定にかかわらず、機関室に危急ビルジ吸引管を

の算式で算定した値の内径又はこれに最も近い内径を有する標準管としなければならぬ。ただし、当該標準管の内径が算式で算定した値より一三ミリメートル以上不足する場合には、一ランク大きい標準管としなければならぬ。

一 ビルジ吸引主管又は直接ビルジ吸引管

$$1.68(L(B+D))^{1/2} + 25 \text{ (ミリメートル)}$$

この場合において、

Lは、規則第一条第三項の船の長さ(メートル)

Bは、船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示(平成十年運輸省告示第三百七十九号。以下「強度告示」という。)第一条第二項の船の幅(メートル)

Dは、強度告示第一条第三項の船の深さ(メートル)。ただし、船舶

区画規程(昭和二十七年運輸省令第九十七号)第九十条の二第二項の規定の適用を受ける船舶であつて、船の全長にわたつて上甲板上に閉囲された貨物区域を有するものDは、上甲板直上の甲板までの船の深さとし、船の全長にわたつて上甲板上に閉囲された貨物区域を有しない船舶のDは、船の深さに次の算式で算定した値を加えたものとする。

1h

1

この場合において、

1'及びhは、それぞれ上甲板直上の閉囲された貨物区域の全長及び

高さ(メートル)

二 (略)

259 (略)

(機関室のビルジの排水)

第十九条 二重底を備えていない機関室のビルジの排水は、次に掲げるところによらなければならぬ。

一・二 (略)

254 (略)

設ける場合であつて、管海官庁がビルジを吸引するポンプの能力等を考慮して差し支えないと認めるときは、危急ビルジ吸引管を設ける側には、直接ビルジ吸引口を設けることを要しない。

○改正告示の附則

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この告示は、平成二十一年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>（船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、この告示による改正後の船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示第八十四条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>2 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。</p>	

○船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示（平成十年運輸省告示第三百八十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（ハッチカバーに関し必要な事項）</p> <p>第二十四条の二 バルクキヤリア（船舶区画規程第二条第四項のバルクキヤリアをいう。）にあつては、ハッチカバーは、航海中いかなる時にも良好な状態を保つようにしておかなければならない。</p>	<p>（ハッチカバーに関し必要な事項）</p> <p>第二十四条の二 バルクキヤリア（船舶区画規程第一条の五のバルクキヤリアをいう。）にあつては、ハッチカバーは、航海中いかなる時にも良好な状態を保つようにしておかなければならない。</p>

○ばら積み固体貨物を運送する船舶についての構造要件を定める告示（平成十一年運輸省告示第三百六十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行

(適用)
 第二条 この告示は、密度が一、〇〇〇キログラム毎立方メートル以上のばら積み固体貨物（船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）第百十四条のばら積み固体貨物をいう。）を運送するバルクキャリア（船舶区画規程第二条第四項のバルクキャリアをいう。）であつて満載喫水線規則（昭和四十三年運輸省令第三十三号）第四条の船の長さが一五メートル以上の船舶に適用する。

(浸水貨物倉の浸水率)
 第七条 浸水率（船舶区画規程第二条第二十項の浸水率をいう。）は、貨物を積載する貨物倉については九〇、空の貨物倉については九五とする。ただし、船舶区画規程第百十四条第一項の貨物及び値を定める告示（平成十一年運輸省告示第三百七十号）で定める貨物を積載する貨物倉については、「九〇」とあるのは「貨物倉から貨物によって占められる空間を除いた空間については九五、当該貨物によって占められる空間については船舶区画規程第百十四条第一項の貨物及び値を定める告示で定める値」とする。

(適用)
 第二条 この告示は、密度が一、〇〇〇キログラム毎立方メートル以上のばら積み固体貨物（船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）第百十四条のばら積み固体貨物をいう。）を運送するバルクキャリア（船舶区画規程第一条の五のバルクキャリアをいう。）であつて満載喫水線規則（昭和四十三年運輸省令第三十三号）第四条の船の長さが一五〇メートル以上の船舶に適用する。

(浸水貨物倉の浸水率)
 第七条 浸水率（船舶区画規程第七条の浸水率をいう。）は、貨物を積載する貨物倉については九〇、空の貨物倉については九五とする。ただし、船舶区画規程第百十四条第一項の貨物及び値を定める告示（平成十一年運輸省告示第三百七十号）で定める貨物を積載する貨物倉については、「九〇」とあるのは「貨物倉から貨物によって占められる空間を除いた空間については九五、当該貨物によって占められる空間については船舶区画規程第百十四条第一項の貨物及び値を定める告示で定める値」とする。

○船舶の脱出設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

(脱出経路)
 第三条 国際航海に従事する旅客船に設ける脱出経路に係る規程第二百二十二条の三第一項の告示で定める要件は、次のとおりとする。
 一〜九 (略)
 十 隔壁甲板（横置水密隔壁の上端に接する甲板をいう。以下同じ。）の下方における各水密区画室（これと同様に閉囲された場所を含む。以下この号において同じ。）内の各場所からの脱出経路の一は、当該水密区画室以外の水密区画室を経由することなく垂直方向に脱出することができるものであること。

(脱出経路)
 第三条 国際航海に従事する旅客船に設ける脱出経路に係る規程第二百二十二条の三第一項の告示で定める要件は、次のとおりとする。
 一〜九 (略)
 十 隔壁甲板（船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）第四条の隔壁甲板をいう。以下同じ。）の下方における各水密区画室（これと同様に閉囲された場所を含む。以下この号において同じ。）内の各場所からの脱出経路の一は、当該水密区画室以外の水密区画室を経由することなく垂直方向に脱出することができるものであること。

○船舶の防火構造の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（主垂直区域等） 第四条 規則第九条第三項の告示で定める要件は、次のとおりとする。 一・二 （略） 三 隔壁甲板（横置水密隔壁の上端に接する甲板をいう。）の上方において、できる限り隔壁甲板直下の水密隔壁と同一線上に設けること。</p>	<p>（主垂直区域等） 第四条 規則第九条第三項の告示で定める要件は、次のとおりとする。 一・二 （略） 三 隔壁甲板（船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）第四条の隔壁甲板をいう。）の上方においては、できる限り隔壁甲板直下の水密隔壁と同一線上に設けること。</p>